

博士学位申請論文
概要書

近世後期の海防と社会変容

清水詩織

一、問題意識

近世後期の社会は、「内憂外患」の言葉に象徴されるように、日本近海に來航した欧米諸国の船舶の存在によって大きな影響を受けた。「外圧」と呼ばれた異国船の相次ぐ來航に対して、幕府や諸藩は海防体制を構築し、既存の社会体制が大きく動揺した。

本研究の目的は、近世社会が海防問題に対処することによって変容する過程を具体的に明らかにすることである。

近世後期の海防は、長らく近代の国防の前史として捉えられ、近世における国防として位置づけられてきた。これは、戦前までの海防研究が皇国史観と深く関わりながら進展したことに起因する。戦後、このような歴史観は否定されたものの、幕府政策と密接に関わる蝦夷地、長崎、江戸、大坂などの要地の海防体制がスポット的に注目された。このため、対外危機を背景に全国的な海防体制が急速に展開したように見える。

しかし、近世後期の海防は、近代の国防の前史という枠組みの中で捉えるのではなく、近世の文脈に則して考えるべきである。幕府の海防政策がそのまま全国の海防体制に反映されたわけではない。各地の事情に合わせた方法で、海防体制は構築されている。この時、海防体制を維持するために既存の秩序を変えざるを得ない場合もあった。異国船來航や、幕府政策の変化という外的な要因だけではなく、海防体制の維持のための変化もまた、近世的な秩序を変化させる要素である。各地の多様な海防体制の実態を追うことで、近世社会にどのような変化が生じたのかを明らかにできるだろう。

そこで本論文では、海防を実際に行った担い手に焦点を当てる。具体的には、海防を行った藩とその領民である。海防体制は、武士層だけでなく、海に面した海付村落を主とする地域社会も含めた形で整備された。彼らが、海防を行うことで生じた諸問題にどのように対応し、その結果、彼らを取りまく環境がどのように変化したのかを明らかにする。

二、先行研究の課題と方法

(一) 先行研究の課題

本論文では、先行研究を藩研究・地域史研究・海防研究の三つの分野で整理し、その問題点と課題を以下のように指摘する。

第一に、藩と海防に関する研究では、総じて藩研究の中の個別テーマとして海防が取りあげられているといえる。このため、各藩の研究視角が様々であり、個々の藩政問題（藩政改革・財政問題・地域社会との関係）として帰結されがちである。さらに、海防の目的、立案の過程が不明なため、藩の海防体制は、幕府の対外危機を反映したものであるとの暗黙の前提があり、幕府政策に受動的に従う様子や、海防に対する消極性が強調される。

従来の研究では、海防を幕府の軍役としてのみ捉え、その先に近代の国防を当然視している。言い換えれば、軍役以外の海防を取りまく諸問題が捨象されているのである。しかし、藩の海防体制の構築には、それぞれの藩で固有の目的と立案過程が存在し、それは幕府の海防政策とは異なっていたと考えられる。藩独自の海防体制を検討する必要があるだろう。藩の海防を扱う場合には、幕府への軍役としての海防と、藩領の防衛である自領海防の二つを分けて、両者の関係とその変化を明らかにする必要があると考える。

第二に、地域社会と海防に関する研究では、主な検討フィールドである江戸内湾地域での地域社会と海防の関係が明らかにされている一方で、それ以外の地域での研究は希薄である。他地域での事例の蓄積が必要な研究段階であると言える。

地域社会での海防従事者は、漁民である場合が多い。それは、浜辺や海上での操船を含めた活動が支配領主から期待されたためである。浜や海で生業を営む漁民が、海防の影響を最も受けやすい半面、彼らの協力なしには海防体制の構築が困難であった。彼らの動向が海防体制を規定したことは先行研究でも明らかにされている。

しかし、海防を地域社会から捉え返す場合には、その地域が海に面しているのか、いないのかも大きな要素であると考えられる。海付村落だけが海防に参加していたわけではなく、支配関係や、組合村の編成から内陸村落もまた海防に従事している。海防に参加した内陸村落の活動や意識は、海付村落とは異なるものであろう。これらの内陸村落の活動も含めた、総合的な地域の海防体制を明らかにすべきである。

第三に、海防論と実際の海防体制の関係、開国後の海防体制についてはこれまでほとんど明らかにされていない。

洋学史研究の隆盛から、洋学や西洋兵学の受容に関しては注目されているものの、和流兵学や、儒学思想に基づく海防論は長らく軍事的に意味をなさない机上の学問とされてきた。しかし、藩の海防体制の構築に藩の兵学者が関わり、学問的な見地に従って体制が整備される場合があった。彼らの活動とその海防論もまた、海防体制の実態を明らかにする要素となり得るだろう。

そして、開国後は海防の必要性が減少し、対外的な軍事体制が国内の治安維持に向けられるとされている。しかし、対外的な緊張が高まると再び海防体制が強化されることから、開国後も海防体制は形を変えつつ維持されたと考えるべきであろう。

海防体制の研究は、その対象フィールドの特徴を反映し、長らく幕府海防政策の実践の場として位置づけられてきたが、幕府政策がそのまま体制に反映されているわけではない。実際に海防を担当した藩と地域社会の動向もまた海防体制に反映され、またその活動こそが海防体制を規定し、変化を生じさせていたと考える。特に、一九九〇年代以降進展した藩研究・地域史研究を踏まえれば、支配層と被支配層の対立構造の枠組みで描きがちであった海防体制もまた、再考が求められるだろう。

(二) 研究の方法

先行研究では、「海防」と「沿岸防備」の明確な定義は管見のかぎり見られない。「海防」は史料用語だが、同じく「防備」・「御備」・「警固」・「御固」等の用語も散見され、史料上でもはっきりとした区別はなされていないと考えられる。そこで本論文では、「海防」を最も含有される意味が多い言葉と考え、沿岸防備とイコールとも言える狭義の海防を「防備」、海防論や海防策といった思想、異国船情報の収集活動等を含んだ体制を「海防」と定義する。

そして、「全国的な海防体制」とひとくくりされている「海防」は、さらにそれを腑分けする分析概念が必要であると考えられる。近世後期の海防は、幕府が全国の沿岸部の全領主に海防を命じ、各領主もそれぞれの沿岸に一応の海防体制を敷こうとしたことが特徴である。それは、個別領主側から見れば、幕府からの軍役としての海防と、自領を守るため

の海防（自領海防）の二つが存在することとなる。

研究の豊富な長崎や江戸における海防は、幕府が特定の藩に海防役を課した軍役としての海防である。一方、全国の沿岸部で行われていた海防は、自領海防の言葉の通り、そのイニシアチブは各領主にあった。特に、自領海防には地域的・階層的に様々な形態と濃度の「海防」が存在した。さらに、海防に従事する担い手すら、士分に限られてはいないという実態がある。

そこで本論文では、自領海防については、家臣団（有事には本藩からの藩士派兵も想定される）と在地領民を動員し、藩の領海沿岸を領海に侵入した異国船から防備することを意味するとし、カッコ付の「江戸湾海防」については江戸城と江戸の町を守るという目的の下、諸藩に課された幕府の軍役である、とそれぞれ定義する。とくに「江戸湾海防」の語が、先行研究で想定されている、江戸内湾の海防のみを指すものではないことを確認しておきたい。

三、本論文の概要

本論文は三部構成である。第一部は藩、第二部は地域社会に視点を置いて、それぞれの海防体制についてまとめたものである。第三部は第一部・第二部とはフィールドを変え、関東諸藩の動向とは異なる海防について検討した。

構成は以下の通りである。

序章

第一部 「江戸湾海防」体制の成立

第一章 「江戸湾海防」体制の成立と関東譜代藩

第二章 岩槻藩房総分領の海防

第三章 房総諸藩の異国船情報ネットワークと海防体制

第四章 「江戸湾海防」と江戸湾防備担当藩

第二部 海防と地域社会

第五章 彦根藩の海防と世田谷領

第六章 近世後期の「村」の海防-九十九里浜周辺を中心に-

第七章 近世後期の海防費用負担と地域-上総国山辺郡宿村一件を事例に-

補論 ペリー来航の記憶

第三部 海防思想と開国後の海防

第八章 水野浜松藩の自領海防体制と海防思想

第九章 安政期における噴火湾の海防と盛岡藩の分領化

終章

第一部 「江戸湾海防」体制の成立

第一部では、海防を担った諸藩の活動から、「江戸湾海防」の実態と、その範囲を明らかにする。そして藩領の自領海防と、幕府軍役としての「江戸湾海防」の差異に留意して

その両面を評価する。

第一章 「江戸湾海防」体制の成立と関東譜代藩

第一章では、江戸湾海防と自領海防の関係を明らかにし、「江戸湾海防」がどのようなものであったのかを考察する。

房総半島と伊豆半島に所領を有する岩槻藩・沼津藩は、天保期以降、自領海防とともに「江戸湾海防」に参加する必要性が生じた。この変化の背景には、ビッドル艦隊などをはじめとする、目的をもって江戸を目指す異国船の存在がある。江戸を目指す船は、江戸湾に入る前に房総半島か伊豆半島いずれかの沖合を航行することになる。これらの異国船によって、関東周辺の譜代藩は、自領海防から拡大する「江戸湾海防」体制の一翼を担うこととなった。

天保改革以降、関東沿岸の譜代藩では、幕府の軍役としての「江戸湾海防」と大名領国の維持としての自領海防が併存する状態になった。そして、嘉永六年（一八五三）のペリー来航時には、伊豆半島から房総半島までを含む「江戸湾海防」体制を構築した。

第二章 岩槻藩房総分領の海防

第二章では、岩槻藩房総分領を事例に自領海防の実態を、藩の軍制の変化と村役人の関わりを中心に検討する。

岩槻藩をはじめとする関東周辺の譜代藩では、文政八年（一八二五）の異国船打払令以降、自領海防体制を整備している。岩槻藩では、大筒を中心に房総分領に海防用の武器が蓄積されることとなった。

また、房総詰藩士も海防のため増員され、砲術方藩士が新たに定詰となった。嘉永六年以降は江戸藩邸・岩槻藩本藩からの出兵も想定した動員体制が整えられた。近世中期に成立した岩槻藩では、藩の軍制は海防体制への対応を通して意識され、整備されたといえる。さらに、海防人足や台場の管理など、海防に関わる多くの部分が房総分領の村々に委ねられた。有力な村役人は分領の村々での非常時の差配を任され、さらには異国船情報の収集の要ともなった。

第三章 房総諸藩の異国船情報ネットワークと海防体制

第三章では、異国船目撃の情報ネットワークに注目し、海防に関わる領主間での情報収集活動を検討する。

岩槻藩房総分領では、近隣諸藩との情報ネットワークを構築し、異国船情報と他藩の海防状況の情報を収集した。この活動を支えたのは「異国船注進方」に任じられた和田村名主庄司家であった。房総分領では一宮藩、大多喜藩、忍藩などから情報を得て自藩の自領海防を行った。

これらの情報ネットワークの構築は、異国船来航という実体験を契機とした。そして、藩の領海に限らず沖合を航行する異国船情報の収集は、自領海防体制を敷くためにも必要不可欠のものであった。

房総半島で目撃された異国船情報は、江戸湾防備担当藩の陣屋に蓄積され、陣屋は情報の集積地・発信地としても機能した。房総諸藩の異国船情報ネットワークは、幕府から命じられた報告ルートだけではなく、自発的に構築したものも含めて複数のルートが存在した。これらのネットワークは、嘉永六年のペリー来航時までには緻密に構築されていた。

第四章 「江戸湾海防」と江戸湾防備担当藩

第四章では、江戸湾内の海防担当藩の海防が、自領海防から幕府の軍役としての「江戸湾海防」にどのように推移してゆくかを明らかにする。

江戸湾内の海防担当藩でも、天保改革の失敗や薪水給与令の発布、そしてビッドル来航を契機に海防体制が変化した。当初の江戸湾内の海防は、川越藩のように防備担当範囲がそもそも分領地であったりと、自領海防との区別は曖昧であった。

弘化三年（一八四六）のビッドル来航時における忍藩士和田孫兵衛の上書からも、浦賀奉行・川越藩との協力体制を前提としつつ、自藩の海防方法に関する口出しは迷惑である、という意識が見られる。ここからも、忍藩が江戸湾防備をあくまで自領海防の延長として捉えていることがわかる。しかし、彦根藩による江戸湾防備担当地域の預地化運動の分析により、江戸湾内の防備担当藩の海防は、幕府軍役としての「江戸湾海防」へ変化したといえる。

第二部 海防と地域社会

第二部では、地域社会に視点を置き、被治者による自領海防への取り組みを明らかにする。

第五章 彦根藩の海防と世田谷領

第五章では、内陸村落の海防への参加の事例として、彦根藩世田谷領の活動を取り上げる。

彦根藩は弘化四年（一八四七）以降、江戸湾海防を任じられた。近江に本領を有する彦根藩では、江戸湾海防に関わる人馬供出等は江戸賄領である彦根藩世田谷領に依存した。

世田谷領では、人馬役をはじめ彦根藩の江戸湾防備に必要な人員を現地に派遣し、また御用金等の名目で献金活動も行った。これらの人馬派遣は、世田谷代官と世話人が取り切り、嘉永六・七年の二度のペリー来航時に多数の人馬を派遣した。

内陸部に位置する彦根藩世田谷領にとって、海防は生業など直接の生活とは関係のないものであり、彦根藩との関係のみが海防に関わる接点であった。世田谷領では、彦根藩の御用を勤めていることを理由に、他組合での海防に関わる諸役を免除するように主張した。

第六章 近世後期の「村」の海防-九十九里浜周辺を中心に-

第六章では、海に面した海付村落の事例として、九十九里浜を取り上げた。

九十九里浜には大規模な藩領等が存在せず、支配が複雑に入り組んだ相給村落が多い。文政八年以来、九十九里浜では、御鷹霞組合などを核として海防体制が構築された。また、町奉行与力給知のように比較的所領がまとまっている村々では独自の海防体制が計画されたが、その活動は個別・分散していた。

弘化二年（一八四五）に九十九里浦取締役が設置され、九十九里浜一帯での海防体制が成立した。九十九里浦取締役は、九十九里浜一帯に成立した大規模な地引き網組合を基本とし、有力な網主がその役に就き、配下の網組織を利用する形で海防に従事した。しかし、地引き網組織が元になっているため、海付村落同士の広域的な海防体制は組織されたものの、内陸村落を含めた組合村は未成立であった。

第七章 近世後期の海防費用負担と地域-上総国山辺郡宿村一件を事例に-

第七章では、弘化四年～嘉永元年（一八四八）に片貝村寄場組合で起こった海防の費用負担をめぐる論争（「宿村一件」）を事例に、弘化期以降の九十九里浜での海防の実態と海防役に対する村方の論理を明らかにした。

九十九里浜では想定された異国船来航が極端に少なく、その一方で海防施設の視察を目的とした幕府や藩の巡見使がたびたび廻村した。このため、主に海付村落の負担が増大し、巡見使に対する宿泊や接待の費用負担をめぐる「宿村一件」が起こった。

この事件によって、それまでは非常時の臨時的な役という色合いが強かった海防に関する諸役が、恒常的な役として扱われるようになった。実際に、「宿村一件」後は、海防役が関係村落の所属する改革組合村の公役として明示された。

このように異国船の来航が少なかった九十九里浜の村落では、海防役負担を媒介に海防への意識が共有された。特に、海付村落では、海防御用に対して、地引き網の恩恵を受ける村落は等しく負担をすべきである、という生業に関わる主張と、海防は「国」の御用である、という二つの主張が見られた。

補論 ペリー来航の記憶

補論では、近代以降の九十九里浜の海防について検討し、ペリー来航という事件が村落でどのように記憶されていたのか明らかにする。

一般的に、近代の幕開けは嘉永六年のペリー来航であると考えられがちである。しかし、こうした意識が成立したのは、近代以降であろう。「宿村一件」の事例を見ても、近世の段階で海防に対する人々の意識が「国」の大事である、という意識にのみ集約されるわけではないことがわかる。

石井家文書には、アメリカ国書の和解等と、地域での海防役の両方が綴られた史料がある。この史料の成立年代は不明だが、明治三十六年（一九〇三）の記事が最も新しく、その前後に成立したのものであると考えられる。明治三十六年は、日清戦争（明治二七～二八年：一八九四年～一八九五）と日露戦争（明治三七年～三八年：一九〇四年～一九〇五年）の狭間の年である。つまり、近代国家間での大きな戦争の起こった時期であり、国家や戦争、そして国防に大きな関心が集まった時期ともいえるだろう。

近世期の地域でのごく限られた範囲での海防が、国防として捉えられるようになるのは、明治期の国防問題を受けてからであるといえよう。

第三部 海防思想と開国後の海防

第三部では、第一部・第二部では十分でなかった、自領海防と海防思想の関係、開国前後の軍役としての海防の変化を検討する。

第八章 水野浜松藩の自領海防体制と海防思想

第八章では、浜松藩水野家の海防を検討する。

浜松藩の海防は、海防思想との関係がわかる好例である。浜松藩では、天保十四年（一八四三）から十五年にかけて、水野忠邦の主導のもとで自領海防体制が整備された。

浜松藩では、長沼流兵学者小野寺慵斎の海防思想に基づいた海防が計画・実施された。浜松藩の自領海防体制は、あくまで藩領内の防衛を目指したものではあるが、慵斎の思想は、日本という国家を意識しており、国家の海防の一端を担う、という意識を明確にして

いる。

また、アヘン戦争情報の流入からも、西洋諸国に国家としてどう向き合うべきか、ということが塩谷岩陰など有識者を中心に意識が高まりつつあった時期でもあった。浜松藩の海防は、その体制こそ自領内に限ったものであったが、その先には国家の海防の一端を担っているという意識があった。

第九章 安政期における噴火湾の海防と盛岡藩の分領化

第九章では、盛岡藩の蝦夷地警衛を明らかにする。

従来、盛岡藩の蝦夷地警衛は、警衛による藩財政悪化が領内大規模一揆の一因となった、という文脈で語られてきたため、安政期以降の海防体制についてほとんど言及されて来なかった。

安政元年（一八五四）、箱館開港を目前に幕府は箱館奉行を設置し、盛岡藩などの東北諸藩が蝦夷地警衛の軍役を担った。これは長崎奉行と九州大名の軍役によって行われた長崎の海防体制と同じシステムである。

盛岡藩では、安政二年（一八五五）に、箱館・絵鞆・大畑の三ヶ所を拠点とした新たな蝦夷地警衛体制を構築した。この体制の特徴は、本州の盛岡藩領内で最北の大畑と蝦夷地との連携を図ったことである。安政六年（一八五九）の蝦夷地分領化以降は、基本的にはこの体制を維持しつつ、分領地ではアイヌとの関係が考慮され、アイヌに対する撫育活動が大きな比重を占めた。

以上を通じて、海防によって藩や地域がどのように変容したのかを明らかにする。

四、成果と今後の課題

海防体制の时期的な変遷をみると、関東では、文政八年の異国船打払令から自領海防体制が整備されている傾向が見られる。本論で検討した、町奉行与力給知や岩槻藩などの文政年間の活動は、あくまで自領内に限られたものである。

しかし、天保十年（一八三九）のモリソン号事件以降、異国船に対する幕府政策は大きく変化し、異国船に対する仁政の実施を盛り込んだ薪水給与令が出された。これにより、各領主による自領海防は、それまでの単純な打ち払いから、まず異国船の来航目的を知り、退去を教諭した上でそれでも従わない場合は最後に武力行使する、というプロセスを踏むこととなった。

続く弘化年間には、マンハッタン号事件やビッドル来航を契機として、自領海防の枠組みを越えた連携が必要となりつつある時期であった。例えば、一宮藩では、マンハッタン号来航時の自領海防の限界から、近隣諸藩との情報連絡ルートを構築した。また、江戸内湾海防担当藩はそれまでの二藩から四藩に拡充された。九十九里浜では、支配領域を越えた海防組織が大規模地引網組合の形成を背景に組織された。

このように、各支配領主ごとの自領海防体制がそのみで完結するのではなく、様々な形で連携し、広域化する時期が弘化期である。一方で、自領海防体制内では意識されにくかった問題が表面化し、海防費用負担などをはじめとする諸問題への対処が求められることになった。また、自領海防が広域化することで、海防が改めて支配領域を越えた軍役と

して意識され、それによっても海防体制が変化することとなった。

そして、嘉永六年のペリー来航前後で海防体制が大きく変化する。まず、ペリー来航前では、弘化期の自領海防体制の矛盾を克服しようと、在地社会での広範な海防役の統一が起こった。例えば、九十九里浜では、海防役が改革組合村の公役として、それまでの臨時的な役から恒常的な役として位置づけられた。江戸内湾の海防担当藩も、彦根藩の預地化運動によって、自領海防体制とは切り離された海防体制の構築が目指された。

関東周辺の譜代藩は、相互に連絡網を構築し、ペリー来航時には銚子から下田までの広域的な海防体制を準備している。

岩槻藩房総分領では、ペリー来航時には本藩・江戸藩邸の藩士も含めた総動員の海防体制を計画し、さらに有事の際には老人や女子供の避難方法も検討されたが、開国以降は危機的な状況が去ったとして、天保期以来の体制に戻している。その後、文久三年（一八六三）に対英関係が悪化し、再び対外的な緊張が高まると、ペリー来航時の体制に復帰した。このように、嘉永六年のペリー来航から開国までが最も緊張感の高まった時期であり、関東周辺の譜代藩でも警戒が強まっていることがわかる。

ペリー来航が大きな意味を持ったのは、それまでの異国船来航事件とは異なり、翌年の再来航が決定されていた点にある。必ず来る異国船への備えは、幕府のみならず沿岸部に所領を有する藩、地域社会にとっても注目すべき問題であった。特に「江戸湾海防」を担う領域にとって、ペリー再来航に備えることが必須となった。しかし、その一方で、明確に江戸を目指すという意味において、他地域におけるペリー来航がどれほどの意味を有したのかは、差し引いて考える必要もあるだろう。本論文では考察が及ばなかったが、ペリー来航が各地の海防体制にもたらした影響に地域差があったこともまた、想定できよう。

従来、近世の海防は、近代の国防の前史として位置づけられてきたことは、序章で述べた通りである。海防を幕府に対する軍役として、日本の要害地防衛のための活動であったとするならば、海防すなわち近世における国防であるという理解は必ずしも誤っているとは言えない。

しかし、自領海防を国防の前史として捉えることはできない。自領海防はあくまで個別領主の領域を防衛することを目的とした海防であり、浜松藩のように「国家の一部」であることは意識していても、国家の要地であることを意識したものではない。それは、九十九里浜のように、異国船来航が地形的に不可能であると十分認識していても、自領海防体制を敷いていることから伺える。

また、盛岡藩の事例のように、幕府軍役としての蝦夷地海防と、自領海防を組み合わせた海防体制を構築するなど、軍役としての海防と自領海防は併存しており、どちらがどちらに変遷する、という性質を持つわけではない。「江戸湾海防」の場合、自領海防が「江戸湾海防」の一端を担う形にはなっても、自領海防と「江戸湾海防」はイコールにはならず併存している。

このことは、近世の海防が、個別領主権下にある自領海防と、軍役体制下にある軍役としての海防の二つを軸に、維持され機能していたことを意味している。そして、近世の海防体制の根幹は自領海防にあり、自領海防こそがその目的であった。

幕府の対外政策への対応は、各支配領主にその運営が委ねられており、支配領主は地域の実情に沿う形で海防体制を整備した。それは、近世期の浜辺や海が、漁民の生業に関わ

る場であったためである。しかし、相次ぐ異国船来航事件に対処する中で、自領海防体制が持つ矛盾や限界が自覚されるようになった。

その内容は、第一に自領の領域を越えた広い視野と情報を持たなければ、自領海防が遂行できなくなったことである。一宮藩を例にすれば、自領海上だけの異国船情報では海防が行えなかった実情が伺える。それは、打ち払いから薪水給与へと異国船政策が大きく転換し、異国船への対応が複雑化したことでさらに加速したと考えられる。

第二に、自領海防体制を充実させようとする場合には、百姓の動員が避けられなかったことである。自領海防への百姓動員は、常に兵農分離の原則に抵触するという問題が生じた。その意味において、海防は幕藩体制の矛盾と兵農分離の限界を意識させ、それを変容させる要素となったと評価できるだろう。

そして、領域を越える活動によって、海防から見える国家意識にも変化が生じたといえる。自領を越えた先に漠然と大きな枠組みとしての国家が意識されるのは、藩も地域社会も同様であろう。

最後に、本論文で十分展開できなかった課題をあげる。第一に、「江戸湾海防」下での江戸市中については考察が及ばなかったことである。江戸市中における海防の問題は、海防担当藩の軍備に対する世論を含めて改めて考察したい大きな課題である。第二に、海防思想にも踏み込むことができなかった。塩谷宕陰をはじめとする海防学者たちが所有したネットワークや、「外圧」に対する攘夷思想との関係についてである。そして第三に、海防がもたらした地域社会も含めた武力の変化に関する問題である。特に、幕末の関東の治安維持や戊辰戦争との関係、海防と農兵の問題は今後の課題である。